

障害者雇用のようす

—令和2年6月1日現在の障害者雇用状況報告から—

宮城労働局職業安定部職業対策課

令和3年3月

R030312 版

はじめに

本書は、令和2年6月1日現在における民間企業・地方公共団体等の障害者の雇用状況及び令和3年1月末現在における県内の公共職業安定所における障害者の職業紹介状況を取りまとめたものです。

障害者の雇用促進のための資料として広く御活用いただければ幸いです。

令和3年3月

目 次

I	令和2年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要	1
II	障害者雇用状況報告集計結果表	
第1表	民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）	5
第2表	地方公共団体における障害者の雇用状況	6
第3表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）	9
第4表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）	10
第5表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）	12
第6表	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	13
グラフ	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	14
III	障害者の職業紹介状況の概要	16
IV	障害者職業紹介業務取扱状況表	
第7表	障害者職業紹介業務取扱状況	17
第8表	障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）	18
第9表	産業別・職業別・規模別就職状況	19
第10表	身体障害者の障害部位別就職状況	19

I 令和2年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要

－身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について－

今回取りまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、宮城県に本社を有し常用雇用労働者 45.5 人以上の民間企業（独立行政法人は 40.0 人以上）と、常用雇用する職員が 40.0 人以上（一定の教育委員会は 42.0 人以上）の地方公共団体から、令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況報告を受け、これを集計したものである。

障害者雇用状況報告は、企業の本社所在地の都道府県を単位に集計しており、県内に本社を置かない事業所や、常用労働者数が 45.5 人未満の企業における障害者の雇用状況は明らかでないことから、本県全体の障害者の雇用状況を全て反映した内容とはなっていないことに留意する必要がある。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されている。（詳細は4ページ参照）

1 民間企業における雇用状況

（1）一般の民間企業

① 雇用されている障害者数及び実雇用率

報告対象企業（45.5 人以上規模の企業：法定雇用率 2.2%）で雇用されている障害者数は 6,235.0 人で前年より 134.5 人増加し 11 年連続で過去最高となった。

実雇用率は 2.17% と前年比 0.06 ポイント上回り 9 年連続で過去最高となった。

（第1表（1）、第3表）

産業別の実雇用率では、「電気・ガス・水道業」（2.20%）、「宿泊・飲食サービス業」（2.49%）、「生活関連サービス業・娯楽業」（5.02%）、「医療・福祉」（2.52%）は法定雇用率を上回っている。

（第4表）

② 法定雇用率達成企業の割合

法定雇用率達成企業の割合は、51.4%と前年比1.0ポイント上回った。

企業規模別では、45.5～100人未満が49.3%、100～300人未満が54.7%、300～500人未満が48.1%、500～1,000人未満が52.5%、1,000人以上が48.5%であった。(第1表(1)、第3表)

③ 障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数は、身体障害者が3,842.0人、知的障害者が1,555.5人、精神障害者が837.5人であった。(第3表、第4表)

④ 障害者雇用状況表に基づく宮城県内実雇用率上位10社の状況

宮城県に本社を置く企業のうち、障害者雇用が進んでいる(実雇用率が高い)企業上位10社は次のとおり。

企業名	業種	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	実雇用率(%)
ほっとファーム 株式会社	障害者福祉事業	仙台市青葉区	101.5	93.60
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区	63.0	90.48
株式会社 MAYURA	障害者福祉事業	仙台市青葉区	52.0	80.77
白石クリーニング協同組合	クリーニング業	白石市	50.0	32.00
有限会社 ニューホワイトクリーニング	クリーニング業	白石市	49.5	31.31
株式会社 オートランドリータカノ	クリーニング業	仙台市太白区	334.5	29.30
社会福祉法人 ふれあいの里	障害者福祉・介護福祉事業	登米市	76.0	24.34
株式会社 神奈川クリーニング	クリーニング業	仙台市泉区	59.0	22.88
Green-Room 株式会社	整骨院及びマッサージ治療院	仙台市青葉区	75.5	22.52
医療法人 貝山仁済会	医療業	仙台市青葉区	47.0	21.28

(2) 地方独立行政法人

2.5%の法定雇用率が適用される独立行政法人(40.0人以上規模の法人)における障害者の実雇用率は1.76%であった。(第1表(2))

2 地方公共団体における雇用状況

(1) 県及び市町村の機関

2.5%の法定雇用率が適用される県の機関（40.0人以上規模の機関）における障害者の実雇用率は2.81%であり前年比0.04ポイント下回り、市町村の機関（40.0人以上規模の機関）については2.27%と、前年と同率となった。

県及び市町村の56機関のうち、法定雇用率に達成していない機関は23機関となっている。

松島町は10月14日付、涌谷町は12月15日付、美里町は12月14日付、登米市は6月30日付、石巻地区広域行政事務組合は10月1日付で達成した。

(第2表(1)(3))

(2) 県等の教育委員会の機関

2.4%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会の機関（42.0人以上規模の機関）における実雇用率は2.36%であり、前年比0.05ポイント下回った。

対象となる3機関のうち1機関が法定雇用率未達成であった。

【未達成機関】

宮城県教育委員会

(第2表(2)(3))

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……	2. 2% [2. 3%]
(45.5人 [43.5人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……	2. 5% [2. 6%]
[労働者数40人 [38.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	
- 国、地方公共団体 …… 2. 5% [2. 6%]
(40人 [38.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4% [2. 5%]
(42人 [40.0人] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、令和3年3月1日の法定雇用率引き上げ後の値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

Ⅱ 障害者雇用状況報告集計結果表

第1表 民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）

（1）一般の民間企業（法定雇用率2.2%適用）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)		
宮城計	1,529 (1,564)	287,971.5 (289,031.5)	1,217 (1,233)	185 (169)	3,299 (3,198)	634 (535)	6,235.0 (6,100.5)	2.17 (2.11)	51.4 (50.4)
45.5～ 100人未満	738 (789)	47,900.5 (51,345.0)	184 (192)	40 (42)	473 (510)	150 (170)	956.0 (1,021.0)	2.00 (1.99)	49.3 (46.9)
100～ 300人未満	591 (577)	88,946.0 (88,259.0)	338 (334)	61 (48)	985 (931)	268 (164)	1,856.0 (1,729.0)	2.09 (1.96)	54.7 (55.5)
300～ 500人未満	106 (106)	36,503.5 (36,576.5)	172 (173)	21 (23)	420 (413)	55 (65)	812.5 (814.5)	2.23 (2.23)	48.1 (50.9)
500～ 1,000人未満	61 (61)	36,673.0 (37,602.5)	160 (159)	16 (14)	433 (398)	53 (44)	795.5 (752.0)	2.17 (2.00)	52.5 (41.0)
1,000 人以上	33 (31)	77,948.5 (75,248.5)	363 (375)	47 (42)	988 (946)	108 (92)	1,815.0 (1,784.0)	2.33 (2.37)	48.5 (61.3)
全国計	102,699 (101,889)	26,866,926.0 (26,585,858.0)	122,796 (121,377)	17,084 (16,845)	291,125 (278,430)	48,984 (45,159)	578,293.0 (560,608.5)	2.15 (2.11)	48.6 (48.0)
45.5～ 100人未満	50,546 (50,055)	3,348,622.5 (3,316,709.0)	10,222 (10,237)	3,020 (2,935)	30,097 (28,881)	9,578 (8,779)	58,350.0 (56,679.5)	1.74 (1.71)	45.9 (45.5)
100～ 300人未満	36,786 (36,578)	5,677,011.5 (5,646,290.5)	21,796 (21,816)	4,806 (4,811)	58,097 (56,463)	13,408 (12,444)	113,199.0 (111,128.0)	1.99 (1.97)	52.4 (52.1)
300～ 500人未満	7,078 (7,031)	2,511,339.5 (2,492,011.0)	10,560 (10,538)	1,777 (1,682)	25,598 (24,629)	4,659 (4,025)	50,824.5 (49,399.5)	2.02 (1.98)	44.1 (43.9)
500～ 1,000人未満	4,818 (4,820)	3,090,963.5 (3,099,057.0)	14,109 (14,124)	1,895 (1,927)	33,993 (32,903)	4,964 (4,723)	66,588.0 (65,439.5)	2.15 (2.11)	46.7 (43.9)
1,000 人以上	3,471 (3,405)	12,238,989.0 (12,031,790.5)	66,109 (64,662)	5,586 (5,490)	143,340 (135,554)	16,375 (15,188)	289,331.5 (277,962.0)	2.36 (2.31)	60.0 (54.6)

（2）地方独立行政法人（法定雇用率2.5%適用）

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (人)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)		
宮 城 県	4 (4)	1,310.0 (1,298.0)	4 (4)	1 (0)	14 (15)	0 (1)	23.0 (23.5)	1.76 (1.81)	25.0 (25.0)
全 国	(352)	(440,944.0)	(2,849)	(184)	(5,608)	(244)	(11,612.0)	(2.63)	(80.1)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は令和元年6月1日現在の数値である。

第2表 地方公共団体における障害者の雇用状況

(1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ① \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
県の機関	2 (2)	6,229.5 (6,161.0)	55 (56)	4 (6)	53 (50)	16 (15)	175.0 (175.5)	2.81 (2.85)
市町村の機関	54 (50)	27,454.5 (26,124.0)	148 (139)	11 (14)	308 (294)	17 (15)	623.5 (593.5)	2.27 (2.27)
合計	56 (52)	33,684.0 (32,285.0)	203 (195)	15 (20)	361 (344)	33 (30)	798.5 (769.0)	2.37 (2.38)

(2) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ① \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
教育委員会	3 (3)	17,603.5 (16,607.0)	94 (93)	2 (1)	223 (211)	6 (5)	416.0 (400.5)	2.36 (2.41)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の()内は令和元年6月1日現在の数値である。

(3) 地方公共団体の各機関の状況

機関名		① 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
2.5%適用機関計		33,684.0	798.5	2.37	73.0	
1	宮城県	5,575.0	156.5	2.81	0.0	特例認定あり(注4①)
2	宮城県警本部	654.5	18.5	2.83	0.0	
3	仙台市	8,532.5	221.5	2.60	0.0	特例認定あり(注4②)
4	名取市	492.0	12.0	2.44	0.0	
5	岩沼市	501.0	12.0	2.40	0.0	特例認定あり(注4③)
6	亶理町	433.0	4.0	0.92	6.0	特例認定あり(注4④)
7	山元町	198.5	2.5	1.26	1.5	特例認定あり(注4⑤)
8	大和町	248.5	7.0	2.82	0.0	特例認定あり(注4⑥)
9	富谷市	448.0	10.0	2.23	1.0	特例認定あり(注4⑦)
10	大衡村	74.0	2.0	2.70	0.0	
11	石巻市	1,717.0	47.5	2.77	0.0	
12	東松島市	572.0	13.0	2.27	1.0	特例認定あり(注4⑧)
13	女川町	181.0	4.0	2.21	0.0	
14	塩竈市	944.0	25.0	2.65	0.0	特例認定あり(注4⑨)
15	多賀城市	442.0	11.0	2.49	0.0	
16	松島町	171.0	2.0	1.17	2.0	10月14日付で達成
17	七ヶ浜町	165.0	3.0	1.82	1.0	
18	利府町	292.5	8.0	2.74	0.0	特例認定あり(注4⑩)
19	大郷町	88.5	4.0	4.52	0.0	
20	大崎市	2,340.0	59.0	2.52	0.0	特例認定あり(注4⑪)
21	色麻町	122.0	2.0	1.64	1.0	
22	加美町	500.5	9.0	1.80	3.0	特例認定あり(注4⑫)
23	涌谷町	300.5	6.0	2.00	1.0	12月15日付で達成
24	美里町	200.0	4.0	2.00	1.0	12月14日付で達成
25	角田市	354.0	9.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4⑬)
26	大河原町	214.5	5.0	2.33	0.0	
27	村田町	199.5	5.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4⑭)
28	柴田町	324.5	2.0	0.62	6.0	特例認定あり(注4⑮)
29	川崎町	145.5	3.0	2.06	0.0	特例認定あり(注4⑯)
30	丸森町	166.0	2.5	1.51	1.5	
31	白石市	422.5	11.0	2.60	0.0	特例認定あり(注4⑰)
32	蔵王町	220.5	2.0	0.91	3.0	特例認定あり(注4⑱)
33	七ヶ宿町	74.0	1.0	1.35	0.0	特例認定あり(注4⑲)
34	栗原市	1,489.5	31.0	2.08	6.0	特例認定あり(注4⑳)
35	登米市	721.0	17.0	2.36	1.0	6月30日付で達成
36	気仙沼市	1,547.0	22.0	1.42	16.0	特例認定あり(注4㉑)
37	南三陸町	325.5	2.0	0.61	6.0	
38	名取市教育委員会	157.5	3.5	2.22	0.0	
39	多賀城市教育委員会	86.5	2.0	2.31	0.0	
40	色麻町教育委員会	49.0	1.0	2.04	0.0	
41	涌谷町教育委員会	64.5	1.0	1.55	0.0	
42	美里町教育委員会	112.0	3.0	2.68	0.0	
43	大河原町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
44	登米市教育委員会	170.5	4.0	2.35	0.0	
45	登米市病院事業	368.0	4.0	1.09	5.0	
46	南三陸町教育委員会	59.0	0.0	0.00	1.0	
47	登米市上下水道事業	47.0	0.0	0.00	1.0	
48	多賀城市上下水道部	41.0	2.0	4.88	0.0	
49	栗原市上下水道事業	40.0	2.0	5.00	0.0	
50	石巻地区広域行政事務組合	47.0	0.0	0.00	1.0	10月1日付で達成
51	大崎地域広域行政事務組合	139.5	4.0	2.87	0.0	
52	加美郡保健医療福祉行政事務組合	165.0	2.0	1.21	2.0	
53	仙南地域広域行政事務組合	71.0	2.0	2.82	0.0	
54	公立刈田総合病院	175.0	5.0	2.86	0.0	
55	みやぎ県南中核病院企業団	323.0	3.0	0.93	5.0	
56	石巻地方広域水道企業団	129.5	3.0	2.32	0.0	
2.4%適用機関計		17,603.5	416.0	2.36	7.0	
1	宮城県教育委員会	11,599.0	271.0	2.34	7.0	
2	仙台市教育委員会	5,519.5	133.0	2.41	0.0	
3	石巻市教育委員会	485.0	12.0	2.47	0.0	

- 注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者（短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者）については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方機関A（例：首長部局）及び関係の深い地方機関B（例：教育委員会等）の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。
- ① 宮城県は令和元年5月に宮城県議会事務局、宮城県企業局と特例認定を受けている。
 - ② 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。
 - ③ 岩沼市は平成31年2月に岩沼市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ④ 亶理町は平成18年10月に亶理町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑤ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑥ 大和町は令和元年5月に大和町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑦ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑧ 東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑨ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑩ 利府町は令和元年5月に利府町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑪ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。
 - ⑫ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑬ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑭ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑮ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑯ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑰ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑱ 蔵王町は平成29年7月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑲ セツ宿町は平成24年3月にセツ宿町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑳ 栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と、令和元年5月に栗原市病院事業と特例認定を受けている。
 - ㉑ 気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と、令和元年5月に気仙沼市ガス事業及び水道事業と特例認定を受けている。

第3表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数					合 計 (① E + ② E + ③ E) (人)	実 雇 用 率 (%)	法 定 雇 用 数 に 不 足 す る 障 害 者 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0 ・ 5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0 ・ 5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注 4) に 該 当 す る 障 害 者 (人)	E 計 (C + (F + G) × 0 ・ 5 + G) (人)				
合 計	1,529	308,267.5	287,971.5	1,052	153	1,492	186	3842.0	165	32	1045	297	1,555.5	559	354	203	837.5	6235.0	2.17	1113.0	
45.5～ 100人未満	738	50,759.0	47,900.5	147	31	224	34	566.0	37	9	170	78	292.0	57	60	22	98.0	956.0	2.00	374.0	
100～ 300人未満	591	96,063.0	88,946.0	314	48	449	68	1159.0	24	13	249	131	375.5	187	169	100	321.5	1856.0	2.09	442.0	
300～ 500人未満	106	39,871.0	36,503.5	132	15	191	22	481.0	40	6	152	19	247.5	66	25	11	84.0	812.5	2.23	147.5	
500～ 1,000人未満	61	40,215.0	36,673.0	148	15	181	11	497.5	12	1	156	28	195.0	78	32	18	103.0	795.5	2.17	75.0	
1,000 人以上	33	81,359.5	77,948.5	311	44	447	51	1138.5	52	3	318	41	445.5	171	68	52	231.0	1815.0	2.33	74.5	
達 成	786	166,198.5	156,206.5	813	109	1053	109	2842.5	149	27	844	254	1,296.0	361	290	163	587.5	4726.0	3.03	0.0	
45.5～ 100人未満	364	25,685.5	24,327.5	147	30	219	18	552.0	37	8	168	68	284.0	53	58	22	93.0	929.0	3.82	0.0	
100～ 300人未満	323	51,495.5	47,306.5	272	37	323	47	927.5	22	11	195	115	307.5	138	151	91	259.0	1494.0	3.16	0.0	
300～ 500人未満	51	18,972.0	17,086.0	87	7	101	14	289.0	38	6	138	16	228.0	32	19	7	45.0	562.0	3.29	0.0	
500～ 1,000人未満	32	20,892.0	19,905.0	85	11	107	7	291.5	10	1	122	23	154.5	50	22	11	66.5	512.5	2.57	0.0	
1,000 人以上	16	49,153.5	47,581.5	222	24	303	23	782.5	42	1	221	32	322.0	88	40	32	124.0	1228.5	2.58	0.0	
未 達 成	743	142,069.0	131,765.0	239	44	439	77	999.5	16	5	201	43	259.5	198	64	40	250.0	1509.0	1.15	1113.0	
45.5～ 100人未満	374	25,073.5	23,573.0	0	1	5	16	14.0	0	1	2	10	8.0	4	2	0	5.0	27.0	0.11	374.0	
100～ 300人未満	268	44,567.5	41,639.5	42	11	126	21	231.5	2	2	54	16	68.0	49	18	9	62.5	362.0	0.87	442.0	
300～ 500人未満	55	20,899.0	19,417.5	45	8	90	8	192.0	2	0	14	3	19.5	34	6	4	39.0	250.5	1.29	147.5	
500～ 1,000人未満	29	19,323.0	16,768.0	63	4	74	4	206.0	2	0	34	5	40.5	28	10	7	36.5	283.0	1.69	75.0	
1,000 人以上	17	32,206.0	30,367.0	89	20	144	28	356.0	10	2	97	9	123.5	83	28	20	107.0	586.5	1.93	74.5	

(注)

- 1 規模別区分は、常用雇用労働者総数による。
- 2 算定基礎労働者数とは、常用雇用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 3 法定雇用数に不足する障害者数とは、個々の企業における法定雇用数に対し、雇用不足となっている数を累計したものである。
- 4 G欄は、F欄の精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - i 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - ii 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

第4表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）

（1）概要

項目 産業別	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数					合 計 (① E + ② E + ③ E) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 の 割 合 (%)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注 4) に 該 当 す る 障 害 者 (人)	E 計 (C + F + G × 0.5 + H) (人)				
01・02・05 農業・林業・採石業	6 (8)	615.5 (717.5)	590.5 (664.5)	2 (2)	0 (1)	5 (11)	1 (0)	9.5 (16.0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	0.5 (2.0)	12.0 (21.0)	2.03 (3.16)	66.7 (100.0)	
06~08 建設業	113 (107)	20,761.0 (20,366.5)	16,864.0 (16,588.5)	92 (87)	2 (3)	105 (102)	3 (2)	292.5 (280.0)	1 (1)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	10.0 (10.0)	34 (28)	7 (6)	6 (6)	40.5 (34.0)	343.0 (324.0)	2.03 (1.95)	57.5 (55.1)	
09~32 製造業	314 (327)	55,241.5 (56,068.0)	55,010.5 (55,833.0)	217 (228)	16 (15)	314 (323)	13 (15)	770.5 (801.5)	16 (21)	4 (2)	214 (206)	68 (56)	284.0 (278.0)	101 (97)	56 (46)	22 (35)	140.0 (137.5)	1,194.5 (1,217.0)	2.17 (2.18)	58.9 (59.3)	
09・10 食料品・たばこ	97	13,202.5	13,202.5	36	3	63	6	141.0	5	1	101	58	141.0	26	50	18	60.0	342.0	2.59	62.9	
11 繊維工業	10	888.0	888.0	6	2	9	1	23.5	0	1	12	1	13.5	3	2	2	5.0	42.0	4.73	90.0	
12・13 木材・家具	8	870.5	866.5	1	1	5	0	8.0	0	0	1	0	1.0	1	0	0	1.0	10.0	1.15	50.0	
14・15 パルプ・紙・印刷	17	1,356.5	1,356.5	4	0	13	0	21.0	0	0	4	0	4.0	0	0	0	0.0	25.0	1.84	58.8	
16~18 化学・石油 プラスチック	16	5,703.5	5,703.5	13	0	22	1	48.5	5	0	27	2	38.0	14	0	0	14.0	100.5	1.76	37.5	
21 窯業・土石	13	1,455.5	1,455.5	6	0	12	0	24.0	0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0	25.0	1.72	53.8	
22 鉄鋼	3	632.5	509.5	2	0	3	0	7.0	0	0	0	0	0.0	4	0	0	4.0	11.0	2.16	66.7	
23 非鉄金属	4	1,010.5	962.5	2	0	7	1	11.5	1	0	4	0	6.0	1	0	0	1.0	18.5	1.92	50.0	
24 金属製品	24	1,984.0	1,984.0	6	1	12	0	25.0	2	0	7	0	11.0	1	0	0	1.0	37.0	1.86	45.8	
29 電気機械	39	8,620.0	8,595.0	41	4	48	2	135.0	2	0	7	1	11.5	22	2	2	24.0	170.5	1.98	61.5	
25~27・30・31 その他の機械	45	13,945.5	13,914.5	77	2	80	2	237.0	1	0	43	3	46.5	15	0	0	15.0	298.5	2.15	60.0	
19・20・28・32 その他	38	5,572.5	5,572.5	23	3	40	0	89.0	0	2	8	3	11.5	13	2	0	14.0	114.5	2.05	57.9	
33~36 電気・ガス・水道業	8 (7)	14,718.5 (14,588.5)	14,718.5 (14,588.5)	75 (73)	2 (2)	144 (146)	3 (3)	297.5 (295.5)	0 (0)	0 (0)	15 (8)	0 (0)	15.0 (8.0)	11 (0)	1 (0)	1 (0)	12.0 (8.0)	324.5 (311.5)	2.20 (2.14)	12.5 (28.6)	
37~41 情報通信業	42 (41)	6,774.0 (6,336.5)	6,761.0 (6,323.5)	21 (22)	2 (3)	13 (12)	1 (0)	57.5 (59.0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	5.0 (4.0)	11 (10)	5 (2)	5 (2)	16.0 (12.0)	78.5 (75.0)	1.16 (1.19)	33.3 (29.3)	
42~49 運輸・郵便業	122 (124)	20,976.0 (20,935.5)	16,305.0 (16,181.5)	61 (55)	4 (4)	140 (131)	10 (9)	271.0 (249.5)	0 (3)	0 (0)	48 (46)	2 (1)	49.0 (52.5)	24 (26)	14 (6)	4 (2)	33.0 (30.0)	353.0 (332.0)	2.16 (2.05)	52.5 (51.6)	
50~61 卸売・小売業	240 (247)	60,327.5 (59,916.5)	60,285.5 (59,865.5)	190 (194)	33 (25)	226 (247)	36 (38)	657.0 (679.0)	22 (18)	6 (7)	275 (271)	63 (57)	356.5 (342.5)	128 (108)	91 (62)	60 (47)	203.5 (162.5)	1,217.0 (1,184.0)	2.02 (1.98)	41.7 (40.5)	
62~67 金融・保険業	21 (22)	8,365.5 (8,709.0)	8,365.5 (8,709.0)	25 (32)	12 (10)	53 (52)	15 (18)	122.5 (135.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	22 (19)	7 (3)	6 (2)	22.5 (21.5)	153.0 (157.5)	1.83 (1.81)	38.1 (36.4)	
68~70 不動産・物品賃貸業	40 (42)	5,903.5 (5,738.0)	5,902.5 (5,737.0)	18 (19)	3 (4)	23 (24)	4 (3)	64.0 (67.5)	0 (0)	0 (0)	21 (20)	2 (1)	22.0 (20.5)	14 (10)	2 (4)	1 (3)	15.5 (13.5)	101.5 (101.5)	1.72 (1.77)	45.0 (47.6)	
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	37 (35)	6,311.5 (6,046.5)	6,309.5 (6,044.5)	19 (21)	3 (3)	34 (32)	1 (1)	75.5 (77.5)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	1.0 (0.5)	17 (16)	2 (1)	1 (1)	18.5 (17.0)	95.0 (95.0)	1.51 (1.57)	37.8 (42.9)	
75~77 宿泊業・飲食サービス業	52 (61)	9,339.0 (11,621.0)	9,339.0 (11,621.0)	26 (27)	4 (7)	31 (33)	5 (5)	89.5 (97.5)	14 (15)	0 (65)	72 (18)	15 (18)	107.5 (104.0)	28 (32)	10 (8)	6 (5)	36.0 (38.5)	233.0 (240.0)	2.49 (2.07)	53.8 (49.2)	
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	40 (45)	5,582.5 (6,094.0)	5,562.5 (6,094.0)	18 (15)	3 (3)	11 (14)	8 (13)	54.0 (53.5)	46 (46)	7 (4)	107 (103)	4 (5)	208.0 (201.5)	13 (16)	6 (5)	2 (2)	17.0 (19.5)	279.0 (274.5)	5.02 (4.50)	40.0 (35.6)	
81・82 教育・学習支援業	31 (31)	7,841.5 (7,862.5)	6,156.5 (6,120.5)	27 (26)	1 (1)	29 (33)	3 (3)	85.5 (87.5)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (1)	6.0 (6.5)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	7.0 (7.0)	98.5 (101.0)	1.60 (1.65)	35.5 (32.3)	
83~85 医療・福祉業	296 (291)	49,375.5 (47,573.0)	41,559.5 (40,245.0)	147 (144)	49 (34)	185 (192)	60 (50)	558.0 (539.0)	29 (27)	13 (18)	163 (152)	127 (104)	297.5 (276.0)	89 (72)	130 (90)	76 (46)	192.0 (140.0)	1,047.5 (955.0)	2.52 (2.37)	57.4 (56.7)	
86・87 複合サービス事業	14 (18)	4,810.0 (4,677.0)	4,807.0 (4,674.0)	23 (22)	2 (2)	22 (23)	0 (0)	70.0 (69.0)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (1)	7.0 (6.5)	2 (1)	1 (1)	1 (2)	3.0 (2.0)	80.0 (77.5)	1.66 (1.66)	21.4 (22.2)	
88~96 サービス業等	153 (158)	31,324.5 (31,576.5)	29,434.5 (29,741.5)	91 (91)	17 (19)	157 (171)	23 (24)	367.5 (384.0)	36 (43)	2 (2)	101 (98)	16 (13)	183.0 (192.5)	58 (41)	21 (21)	12 (12)	74.5 (57.5)	625.0 (634.0)	2.12 (2.13)	55.6 (51.3)	
合 計	1,529 (1,564)	308,267.5 (308,826.5)	287,971.5 (289,031.5)	1,052 (1,058)	153 (136)	1,492 (1,546)	186 (186)	3,842.0 (3,891.0)	165 (175)	32 (33)	1,045 (995)	297 (258)	1,555.5 (1,507.0)	559 (493)	354 (255)	203 (164)	837.5 (702.5)	6,235.0 (6,100.5)	2.17 (2.11)	51.4 (50.4)	

(注)下段の()は、令和元年6月1日現在の数値である

(2) 達成・未達成別

項目 産業別	企業数 (社)	常用雇用労働者数 (人)	算定基礎労働者数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数			合計 (①E + ②E + ③E) (人)	実雇用率 (%)	
				A 重度 身体 障害者 (人)	B 短時間 重度 身体 障害者 (人)	C 重度 以外 身体 障害者 (人)	D 短時間 重度 以外 身体 障害者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 重度 知的 障害者 (人)	B 短時間 重度 知的 障害者 (人)	C 重度 以外 知的 障害者 (人)	D 短時間 重度 以外 知的 障害者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	C 精神 障害者 (人)	F 短時間 精神 障害者 (人)	G (注4) に該当 する 障害者 (人)			E 計 (C + (F + G) × 0.5 + G) (人)
達成企業計	786	166,198.5	156,206.5	813	109	1,053	109	2,842.5	149	27	844	254	1,296.0	361	290	163	587.5	4,726.0	3.03
01・02・05 農業・林業・採石業	4	442.0	417.0	2	0	5	0	9.0	0	0	2	0	2.0	0	1	0	0.5	11.5	2.76
06~08 建設業	65	9,684.0	7,879.0	70	0	61	0	201.0	1	0	7	0	9.0	16	1	0	16.5	226.5	2.87
09~32 製造業	185	33,893.0	33,729.0	181	11	248	7	624.5	11	4	171	62	228.0	64	52	20	100.0	952.5	2.82
33~36 電気・ガス・水道業	1	13,533.0	13,533.0	71	2	143	3	288.5	0	0	15	0	15.0	11	0	0	11.0	314.5	2.32
37~41 情報通信業	14	1,960.0	1,960.0	10	1	7	0	28.0	0	0	2	0	2.0	5	4	4	9.0	39.0	1.99
42~49 運輸・郵便業	64	11,937.5	9,296.5	52	4	114	8	226.0	0	0	42	1	42.5	22	13	4	30.5	299.0	3.22
50~61 卸売・小売業	100	29,111.0	29,111.0	133	26	129	20	431.0	15	2	198	51	255.5	65	69	49	124.0	810.5	2.78
62~67 金融・保険業	8	2,195.5	2,195.5	11	0	16	0	38.0	0	0	1	0	1.0	11	0	0	11.0	50.0	2.28
68~70 不動産・物品賃貸業	18	2,486.5	2,486.5	16	2	13	3	48.5	0	0	8	1	8.5	11	1	1	12.0	69.0	2.77
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	14	1,666.5	1,666.5	7	1	13	0	28.0	0	0	0	0	0.0	7	1	1	8.0	36.0	2.16
75~77 宿泊業・飲食サービス業	28	6,693.5	6,693.5	25	4	25	4	81.0	14	0	66	13	100.5	25	6	4	30.0	211.5	3.16
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	16	2,331.5	2,311.5	15	3	7	3	41.5	45	6	99	2	196.0	12	3	1	14.0	251.5	10.88
81・82 教育・学習支援業	11	2,981.5	2,238.5	13	0	15	0	41.0	0	0	4	0	4.0	5	0	0	5.0	50.0	2.23
83~85 医療・福祉業	170	27,007.0	23,775.0	122	43	141	48	452.0	27	13	134	111	256.5	65	125	72	163.5	872.0	3.67
86・87 複合サービス事業	3	1,221.5	1,221.5	9	0	5	0	23.0	1	0	2	0	4.0	1	0	0	1.0	28.0	2.29
88~96 サービス業等	85	19,054.5	17,692.5	76	12	111	13	281.5	35	2	93	13	171.5	41	14	7	51.5	504.5	2.85
未達成企業計	743	142,069.0	131,765.0	239	44	439	77	999.5	16	5	201	43	259.5	198	64	40	250.0	1,509.0	1.15
01・02・05 農業・林業・採石業	2	173.5	173.5	0	0	0	1	0.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.5	0.29
06~08 建設業	48	11,077.0	8,985.0	22	2	44	3	91.5	0	0	1	0	1.0	18	6	6	24.0	116.5	1.30
09~32 製造業	129	21,348.5	21,281.5	36	5	66	6	146.0	5	0	43	6	56.0	37	4	2	40.0	242.0	1.14
33~36 電気・ガス・水道業	7	1,185.5	1,185.5	4	0	1	0	9.0	0	0	0	0	0.0	0	1	1	1.0	10.0	0.84
37~41 情報通信業	28	4,814.0	4,801.0	11	1	6	1	29.5	0	0	3	0	3.0	6	1	1	7.0	39.5	0.82
42~49 運輸・郵便業	58	9,038.5	7,008.5	9	0	26	2	45.0	0	0	6	1	6.5	2	1	0	2.5	54.0	0.77
50~61 卸売・小売業	140	31,216.5	31,174.5	57	7	97	16	226.0	7	4	77	12	101.0	63	22	11	79.5	406.5	1.30
62~67 金融・保険業	13	6,170.0	6,170.0	14	12	37	15	84.5	0	0	1	0	1.0	11	7	6	17.5	103.0	1.67
68~70 不動産・物品賃貸業	22	3,417.0	3,416.0	2	1	10	1	15.5	0	0	13	1	13.5	3	1	0	3.5	32.5	0.95
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	23	4,645.0	4,643.0	12	2	21	1	47.5	0	0	1	0	1.0	10	1	0	10.5	59.0	1.27
75~77 宿泊業・飲食サービス業	24	2,645.5	2,645.5	1	0	6	1	8.5	0	0	6	2	7.0	3	4	2	6.0	21.5	0.81
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	24	3,251.0	3,251.0	3	0	4	5	12.5	1	1	8	2	12.0	1	3	1	3.0	27.5	0.85
81・82 教育・学習支援業	20	4,860.0	3,918.0	14	1	14	3	44.5	0	0	2	0	2.0	2	0	0	2.0	48.5	1.24
83~85 医療・福祉業	126	22,368.5	17,784.5	25	6	44	12	106.0	2	0	29	16	41.0	24	5	4	28.5	175.5	0.99
86・87 複合サービス事業	11	3,588.5	3,585.5	14	2	17	0	47.0	0	0	3	0	3.0	1	1	1	2.0	52.0	1.45
88~96 サービス業等	68	12,270.0	11,742.0	15	5	46	10	86.0	1	0	8	3	11.5	17	7	5	23.0	120.5	1.03

第5表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合 計 (①E + ②E + ③E) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 数 (社)	不 足 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注4) に 該 当 す る (人)	E 計 (C + (F + G) × 0.5 + G) (人)				
仙 台	939	215,371.5	199,913.5	711	108	1,013	129	2,607.5	101	19	706	223	1,038.5	417	289	178	650.5	4,296.5	2.15	434	798.0
大 和	48	15,453.0	15,018.0	85	1	65	6	239.0	7	4	46	6	67.0	20	11	3	27.0	333.0	2.22	25	25.5
石 巻	97	12,947.0	12,039.0	40	10	74	12	170.0	4	1	43	11	57.5	21	9	4	27.5	255.0	2.12	59	51.5
塩 釜	90	13,532.5	11,988.5	46	4	75	9	175.5	6	0	33	2	46.0	20	5	4	24.5	246.0	2.05	48	52.5
古 川	126	14,730.0	13,977.0	50	9	85	9	198.5	3	2	38	14	53.0	23	8	4	29.0	280.5	2.01	72	66.0
大河原	48	10,843.5	10,379.5	32	1	46	4	113.0	12	1	62	11	92.5	15	3	2	17.5	223.0	2.15	33	29.0
白 石	30	3,817.5	3,675.5	13	1	27	3	55.5	14	2	23	4	55.0	9	11	0	14.5	125.0	3.40	24	6.0
築館	49	7,919.0	7,748.0	27	4	45	5	105.5	6	1	25	8	42.0	15	4	3	18.5	166.0	2.14	32	35.5
迫	48	7,543.5	7,358.5	26	10	37	5	101.5	12	2	39	13	71.5	11	11	4	18.5	191.5	2.60	30	21.0
気仙沼	54	6,110.0	5,874.0	22	5	25	4	76.0	0	0	30	5	32.5	8	3	1	10.0	118.5	2.02	29	28.0
合 計	1,529	308,267.5	287,971.5	1,052	153	1,492	186	3,842.0	165	32	1,045	297	1,555.5	559	354	203	837.5	6,235.0	2.17	786	1,113.0

第6表 一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)		
			(人)	うち重度 (実数) (人)						
平成	4	839	188,883	2,606	541	1.38	394	47.0	934	
	5	859	193,636	2,708	578	1.40	408	47.5	903	
	6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944	
	7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949	
	8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940	
	9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013	
	10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983	
	11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292	
	12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233	
	13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135	
	14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112	
	15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063	
	16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130	
	17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049	
	18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001	
	19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998	
	20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102	
	21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051	
	22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994	
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998	
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5	
	25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0	
	26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5	
	27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5	
	28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0	
	29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0	
	30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5	
	令和	1	1,564	289,031.5	6,100.5	1,233	2.11	788	50.4	1,148.5
		2	1,529	287,971.5	6,235.0	1,217	2.17	786	51.4	1,130.0

(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

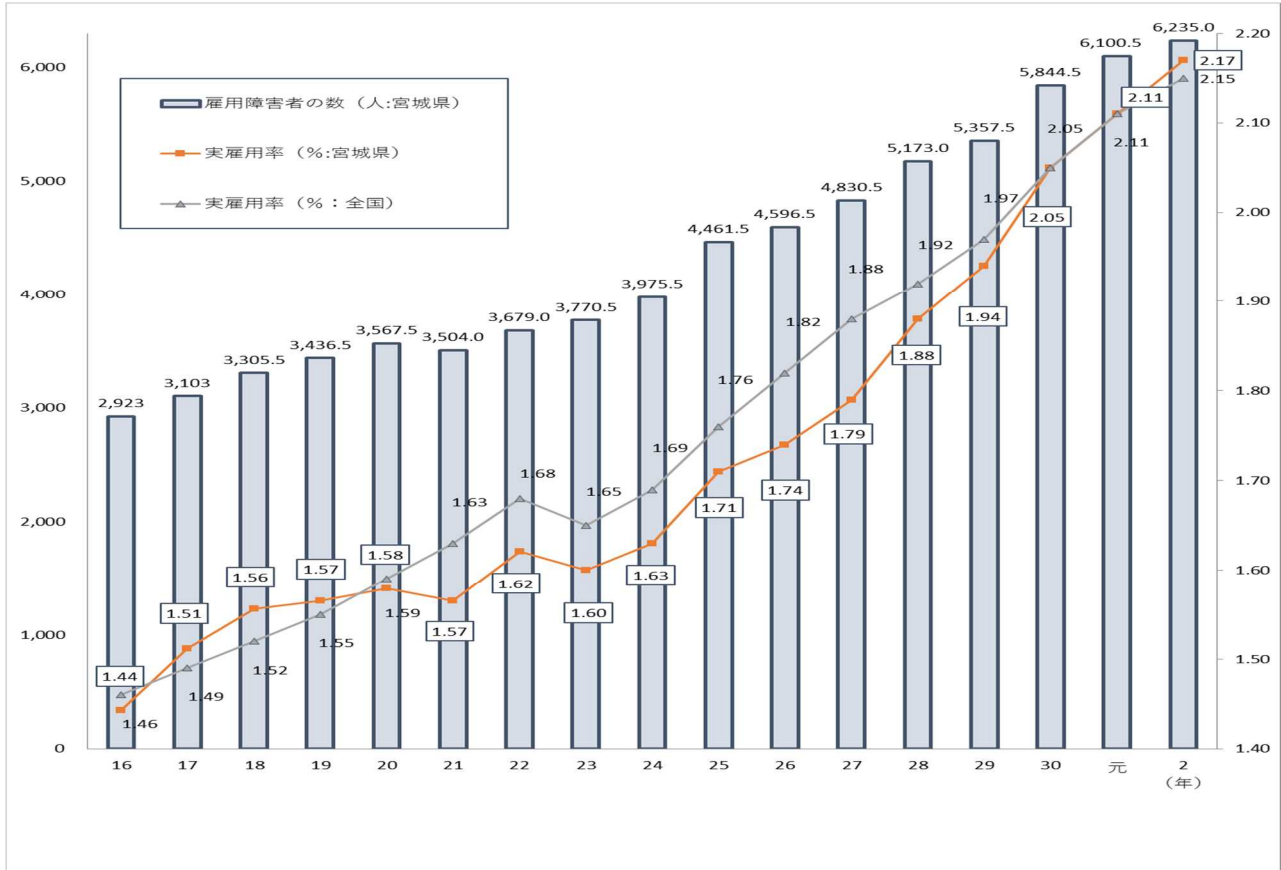
- 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者。
- 平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 平成23年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成30年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）精神障害者である短時間労働者は条件により0.5⇒1カウント（条件は第1表（注）4と同じ）

－ グラフ －

一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

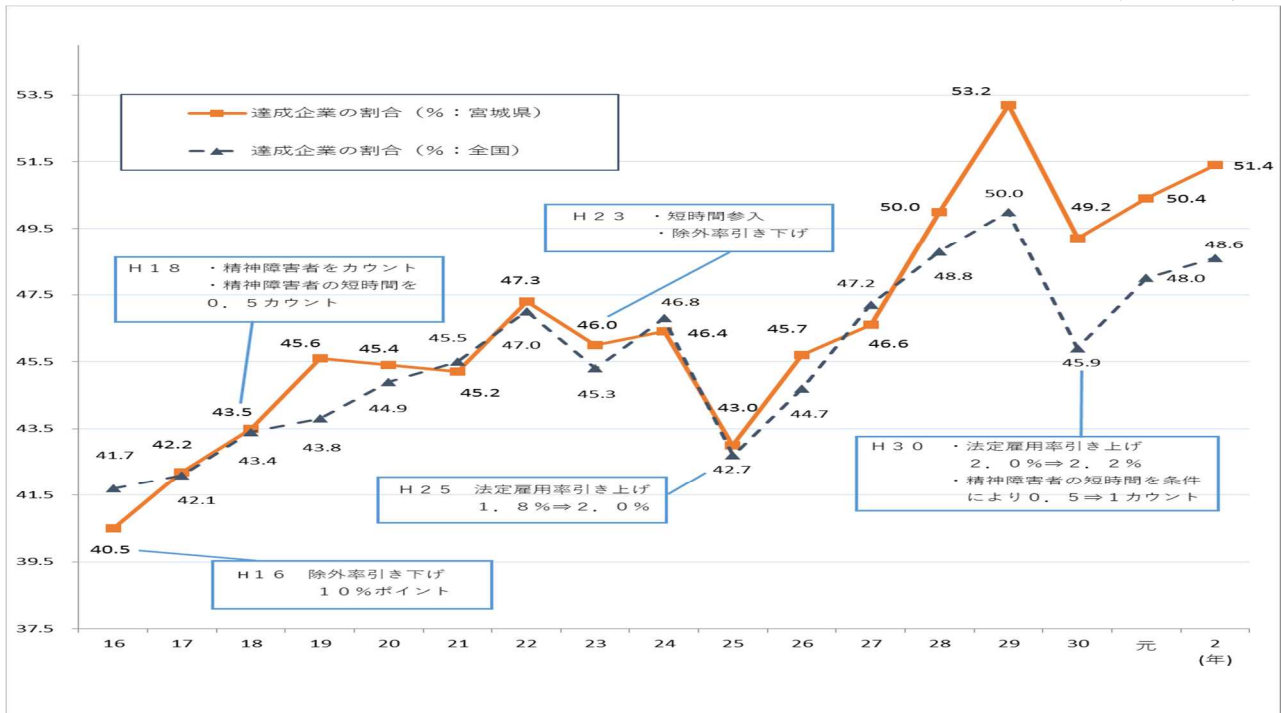
(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数

各年6月1日現在



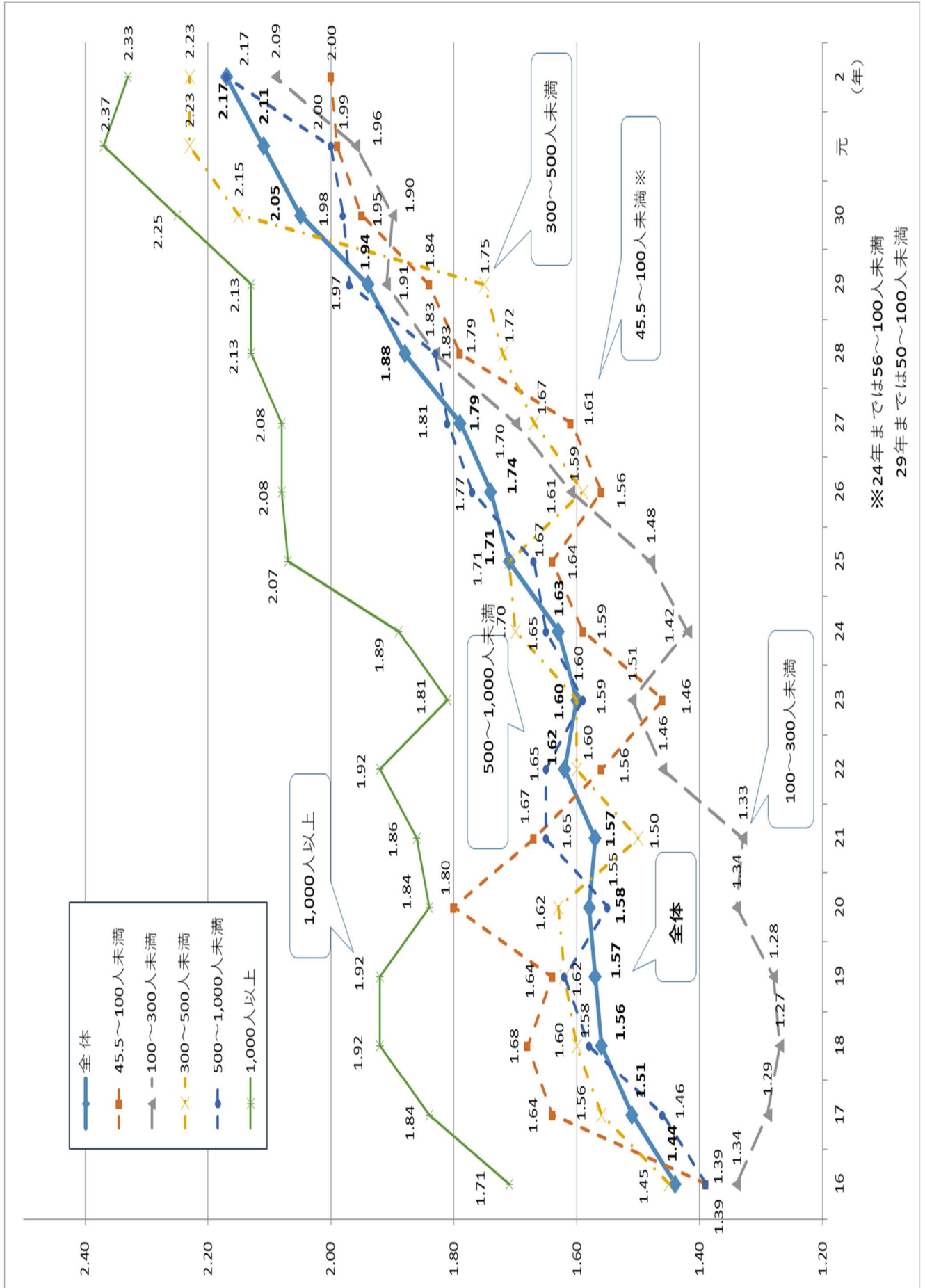
(2) 達成企業割合

各年6月1日現在



(3) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



※24年までは56~100人未満
29年までは50~100人未満

Ⅲ 障害者の職業紹介状況の概要

令和2年度1月末までの職業紹介状況は、新規求職申込件数が3,217件となり、対前年比で200件、5.9%の減となった。身体障害者は876件と対前年比で40件、4.4%の減少、知的障害者は502件で同76件、13.1%の減少、精神障害者が1,442件で同161件、10.0%の減少、その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）が、397件で同77件、24.0%増加した。

就職件数は、1,332件で、前年比で232件、14.8%減少した。身体障害者、知的障害者、精神障害者において減少し、その他の障害者は増加となった。

有効求職者数は、4,424人で、対前年比で22人、0.5%の減少であった。身体障害者、知的障害者、精神障害者は減少し、その他の障害者が増加した。

IV 障害者職業紹介業務取扱状況表

第7表 障害者職業紹介業務取扱状況

令和3年1月末現在

区分 項目 年度月別	合計					身体障害者										知的障害者					精神障害者					その他障害者 (発達障害、難病、高次脳機能障害等)								
	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効求職者数) (各期末現在)	紹介件数	就職件数	新規求職申込件数	重度障害者	45歳以上	新規登録者数	重度障害者	45歳以上	(有効求職者数) (各期末現在)	重度障害者	紹介件数	就職件数	重度障害者	45歳以上	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効求職者数) (各期末現在)	紹介件数	就職件数	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効求職者数) (各期末現在)	紹介件数	就職件数	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効求職者数) (各期末現在)	紹介件数	就職件数		
																																	新規求職申込件数	新規登録者数
26年度計	3,423	1,610	3,918	7,102	1,584	1,208	489	751	513	219	345	1,556	670	2,544	988	520	179	314	516	259	638	670	317	1,476	692	1,561	3,491	664	223	146	163	397	83	
27年度計	3,326	1,425	3,759	6,734	1,656	1,073	434	679	424	181	267	1,400	597	2,342	913	529	227	318	557	264	561	598	344	1,474	616	1,594	3,364	695	222	121	204	430	88	
28年度計	3,407	1,496	3,936	6,479	1,616	1,148	483	789	473	203	330	1,385	614	2,240	862	510	210	302	589	302	665	675	337	1,439	583	1,705	3,157	678	231	138	181	407	91	
29年度計	3,522	1,589	4,005	6,775	1,717	1,111	457	719	492	198	334	1,381	612	2,080	815	477	187	304	646	295	712	821	397	1,491	638	1,718	3,334	718	274	164	194	540	125	
30年度計	3,976	1,814	4,100	6,817	1,848	1,190	507	823	494	214	372	1,398	645	2,078	850	523	207	344	667	309	743	761	399	1,775	810	1,725	3,450	791	344	201	234	528	135	
31年 4月	369	158	4,079	489	302	145	55	109	66	24	50	1,464	668	149	72	58	28	34	34	10	618	32	147	161	68	1,761	255	78	29	14	236	53	19	
令和元年5月	315	130	4,079	584	167	107	39	84	45	17	41	1,479	669	165	63	42	17	21	37	7	616	44	34	144	59	1,753	325	81	27	19	231	50	10	
6月	306	116	4,149	480	156	78	26	61	22	5	18	1,483	661	131	48	50	21	33	42	14	631	42	22	155	67	1,797	263	70	31	13	238	44	14	
7月	352	168	4,218	514	132	71	34	51	32	14	21	1,484	664	119	59	30	13	21	62	36	663	48	15	187	84	1,837	310	75	32	16	234	37	12	
8月	325	167	4,305	464	126	71	30	49	34	18	25	1,506	677	117	56	25	11	15	67	40	684	40	25	151	73	1,870	265	67	36	20	245	42	9	
9月	393	206	4,531	562	109	89	34	57	40	18	28	1,550	695	155	50	35	17	28	101	63	763	55	13	174	86	1,962	307	49	29	17	256	45	12	
10月	352	145	4,617	857	157	94	48	66	35	18	24	1,571	707	222	94	39	18	24	51	21	781	124	28	184	78	2,016	454	76	23	11	249	57	14	
11月	304	147	4,371	596	175	80	32	50	40	19	25	1,475	675	151	62	42	10	31	37	15	741	52	30	153	72	1,922	333	87	34	20	233	60	16	
12月	368	223	4,420	510	144	93	39	60	48	16	30	1,472	673	113	51	32	15	25	113	88	813	43	20	137	71	1,894	301	85	25	16	241	53	7	
令和2年1月	333	118	4,446	509	96	88	35	61	35	12	29	1,470	667	116	49	27	10	22	34	10	786	34	18	157	51	1,913	291	38	54	22	277	68	13	
2月	322	135	4,525	944	100	97	40	71	40	15	27	1,494	677	281	123	24	14	11	41	6	804	100	11	142	69	1,941	439	57	42	20	286	124	8	
3月	388	137	4,132	774	167	107	33	78	37	10	28	1,325	590	166	53	49	17	37	59	13	738	170	25	173	61	1,779	336	76	49	26	290	102	17	
令和元年度計	4,127	1,850	-	7,283	1,831	1,120	445	797	474	186	346	-	-	1,885	780	453	191	302	678	323	-	784	388	1,918	839	-	3,879	839	411	214	-	735	151	
令和2年4月	310	131	4,084	458	288	112	30	94	50	13	44	1,373	591	119	33	40	19	18	21	3	602	28	176	141	60	1,824	248	56	36	18	285	63	16	
5月	251	101	4,163	342	111	76	31	63	34	10	29	1,396	602	75	27	34	10	25	33	11	618	20	18	115	43	1,816	189	45	27	13	333	58	14	
6月	325	126	4,283	498	134	94	33	65	39	11	28	1,442	616	127	44	30	8	25	39	14	637	32	12	152	52	1,824	280	66	40	21	380	59	26	
7月	339	156	4,394	528	87	90	30	66	36	9	29	1,476	621	148	55	22	10	16	55	35	658	21	13	153	61	1,873	301	44	41	24	387	58	8	
8月	360	197	4,538	466	92	82	26	52	38	10	20	1,513	629	113	46	18	7	14	103	81	720	40	17	135	55	1,911	249	44	40	23	394	64	13	
9月	384	185	4,617	490	114	87	34	58	34	13	27	1,525	632	144	53	28	9	22	91	47	755	33	8	165	78	1,942	249	61	41	26	395	64	17	
10月	368	172	4,714	618	134	94	37	69	43	14	36	1,537	649	138	40	35	11	26	48	22	776	47	27	174	80	1,981	313	60	52	27	420	120	12	
11月	305	132	4,733	543	133	79	39	54	35	18	23	1,534	658	134	73	30	11	22	35	16	765	43	16	151	67	2,003	277	67	40	14	431	89	20	
12月	254	116	4,542	477	164	73	30	58	29	10	27	1,453	626	125	61	32	17	19	39	14	740	39	37	105	53	1,916	249	69	37	20	433	64	26	
令和3年1月	321	119	4,424	698	75	89	33	62	26	8	15	1,409	602	208	96	13	6	9	38	16	713	34	13	151	55	1,871	342	38	43	22	431	114	11	
2月																																		
3月																																		
令和2年度計	3,217	1,435	-	5,118	1,332	876	323	641	364	116	278	-	-	1,331	528	282	108	196	502	259	-	337	337	1,442	604	-	2,697	550	397	208	-	753	163	

第8表 障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）

令和3年1月末現在

区分 年度月別	県 計					仙 台					大 和					石 巻					塩 釜					古 川					大 河 原					白 石					築 館					迫					気 仙 沼					
	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他						
26年度計	1,584	520	317	664	83	779	257	165	317	40	36	20	3	12	1	136	46	23	62	5	114	34	27	50	3	183	46	29	89	19	102	35	24	42	1	28	10	6	7	5	55	17	12	23	3	89	31	18	37	3	62	24	10	25	3	
27年度計	1,656	529	344	695	88	800	264	157	337	42	47	18	5	18	6	146	45	31	65	5	118	35	30	46	7	204	50	55	83	16	105	32	21	50	2	22	10	4	7	1	59	22	9	25	3	90	32	17	38	3	65	21	15	26	3	
28年度計	1,616	510	337	678	91	788	249	172	331	36	39	14	5	19	1	149	44	22	73	10	126	47	27	45	7	205	48	55	81	21	96	38	14	41	3	19	12	3	4	0	64	19	13	28	4	80	23	14	38	5	50	16	12	18	4	
29年度計	1,717	477	397	718	125	819	230	193	345	51	45	20	7	13	5	158	40	30	74	14	148	35	42	61	10	223	66	52	82	23	108	32	27	47	2	17	5	3	8	1	65	20	14	20	11	80	19	15	42	4	54	10	14	26	4	
30年度計	1,848	523	399	791	135	930	269	201	408	52	44	19	4	19	2	185	46	39	81	19	149	44	37	57	11	200	47	52	81	20	134	44	24	61	5	12	2	0	10	0	65	21	15	20	9	81	19	19	33	10	48	12	8	21	7	
31年 4月	302	58	147	78	19	141	25	72	36	8	5	1	1	2	1	48	4	28	14	2	31	9	15	7	0	32	3	22	5	2	21	7	6	7	1	0	0	0	0	0	8	3	0	2	3	8	4	0	3	1	8	2	3	2	1	
令和元年 5月	167	42	34	81	10	72	17	13	37	5	8	2	2	3	1	14	5	0	9	0	9	2	1	5	1	25	5	10	9	1	15	5	0	9	1	3	0	1	2	0	8	0	4	3	1	10	4	3	3	0	3	2	0	1	0	
6月	156	50	22	70	14	65	20	15	27	3	6	2	0	2	2	12	4	0	6	2	14	5	1	7	1	23	8	0	13	2	11	2	1	7	1	2	0	0	2	0	9	5	2	1	1	9	2	1	4	2	5	2	2	1	0	
7月	132	30	15	75	12	65	12	8	41	4	2	2	0	0	0	11	1	2	6	2	10	2	0	8	0	13	4	1	6	2	17	4	3	8	2	2	1	0	1	0	5	2	0	3	0	5	1	1	1	2	2	1	0	1	0	
8月	126	25	25	67	9	69	18	10	37	4	3	0	0	3	0	11	0	2	9	0	10	4	1	4	1	10	1	5	3	1	7	0	3	3	1	1	0	0	1	0	6	1	2	1	2	7	1	2	4	0	2	0	0	2	0	
9月	109	35	13	49	12	56	17	7	28	4	2	2	0	0	0	10	4	0	5	1	7	1	0	3	3	10	4	1	3	2	12	4	1	6	1	2	1	0	1	0	4	0	1	2	1	4	2	1	1	0	2	0	2	0	0	
10月	157	39	28	76	14	74	19	12	40	3	5	2	2	0	1	20	4	4	10	2	8	1	2	5	0	20	4	4	8	4	11	3	0	8	0	2	2	0	0	0	8	2	2	1	3	7	2	1	4	0	2	0	1	0	1	
11月	175	42	30	87	16	84	23	17	37	7	6	3	1	2	0	26	4	2	16	4	16	3	3	10	0	17	5	0	9	3	12	1	5	6	0	2	1	0	0	1	7	2	2	3	0	5	0	0	4	1	0	0	0	0	0	
12月	144	32	20	85	7	70	18	10	39	3	6	1	0	5	0	14	2	2	10	0	10	1	3	4	2	10	3	1	5	1	11	3	1	7	0	2	0	0	2	0	6	1	1	3	1	10	2	1	7	0	5	1	1	3	0	
令和2年 1月	96	27	18	38	13	52	15	14	19	4	2	0	1	1	0	8	2	0	4	2	10	3	1	4	2	8	1	1	5	1	5	1	1	3	0	0	0	0	0	3	0	0	1	2	6	4	0	1	1	2	1	0	0	1		
2月	100	24	11	57	8	55	13	5	31	6	1	0	0	1	0	10	2	0	8	0	7	0	2	4	1	12	3	2	7	0	4	2	0	1	1	2	1	0	1	0	5	1	2	2	0	4	2	0	2	0	0	0	0	0		
3月	167	49	25	76	17	97	21	15	49	12	12	3	3	4	2	5	2	2	1	0	9	5	1	3	0	22	7	3	10	2	5	4	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	1	4	0	9	4	0	4	1
令和元年度計	1,831	453	388	839	151	900	218	198	421	63	58	18	10	23	7	189	34	42	98	15	141	36	30	64	11	202	48	50	83	21	131	36	21	66	8	20	8	1	10	1	69	17	16	22	14	81	25	11	38	7	40	13	9	14	4	
令和2年 4月	288	40	176	56	16	150	25	86	32	7	2	1	0	1	0	50	5	35	9	1	12	3	6	3	0	35	0	33	0	2	10	0	6	4	0	4	0	0	1	3	9	4	3	1	1	10	1	5	3	1	6	1	2	2	1	
5月	111	34	18	45	14	42	18	7	14	3	2	2	0	0	0	18	6	1	9	2	8	1	2	4	1	20	3	3	9	5	2	1	0	1	0	0	0	0	8	2	3	1	2	8	1	2	5	0	3	0	0	2	1			
6月	134	30	12	66	26	66	18	8	30	10	3	1	0	1	1	12	3	1	7	1	9	3	1	4	1	10	1	0	8	1	9	0	1	5	3	2	0	0	0	2	7	1	0	2	4	9	1	1	6	1	7	2	0	3	2	
7月	87	22	13	44	8	44	10	8	20	6	0	0	0	0	0	8	3	0	5	0	5	2	1	2	0	8	3	1	4	0	7	1	2	4	0	3	1	0	2	0	1	0	0	1	8	1	1	6	0	3	1	0	1	1		
8月	92	18	17	44	13	45	6	13	18	8	3	1	0	1	1	7	0	2	5	0	6	3	0	2	1	8	3	0	4	1	7	0	1	6	0	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	7	2	0	3	2	6	1	1	4	0	
9月	114	28	8	61	17	65	10	5	38	12	1	0	0	1	0	10	5	0	4	1	11	5	0	6	0	5	1	0	3	1	9	3	1	5	0	1	0	0	1	0	2	0	1	1	0	4	2	1	1	0	6	2	0	1	3	
10月	134	35	27	60	12	69	13	17	30	9	3	2	1	0	0	9	7	0	1	1	8	1	1	6	0	15	7	2	6	0	9	3	1	5	0	3	0	1	2	0	2	0	0	1	1	9	1	2	5	1	7	1	2	4	0	
11月	133	30	16	67	20	75	17	9	38	11	2	1	0	1	0	8	1	0	4	3	6	1	0	4	1	16	4	0	9	3	7	1	1	5	0	2	0	1	1	0	2	0	1	0	1	9	4	2	3	0	6	1	2	2	1	
12月	164	32	37	69	26	90	22	19	38	11	2	0	0	1	1	10	1	4	3	2	5	0	0	3	2	20	3	8	7	2	12	3	1	7	1	4	1	1	2	0	6	0	2	2	2	10	1	1	5	3	5	1	1	1	2	
令和3年 1月	75	13	13	38	11	36	3	6	21	6	1	0	1	0	0	7	2	2	2	1	4	0	1	2	1	8	2	0	5	1	4	0	1	2	1	3	1	0	2	0	4	1	0	2	1	6	4	0	2	0	2	0	2	0	0	
2月																																																								
3月																																																								
令和2年度計	1,332	282	337	550	163	682	142	178	279	83	19	8	2	6	3	139	33	45	49	12	74	19	12	36	7	145	27	47	55	16	76	12	15	44	5	24	5	3	11	5	42	8	10	11	13	80	18	15	39	8	51	10	10	20	11	

第9表 産業別・職業別
規模別就職状況

第10表 身体障害者の
障害部位別就職状況

(令和元年度)

(令和元年度)

産業別 職業別・規模別		就職数		知的 障害者		精神 障害 者	その 他の 障害 者	
		身体 障害者	重度	重度				
産 業	ABC	農林, 漁業, 採石業	3	2	6	0	5	2
	D	建設業	25	7	11	1	25	4
	E	製造業	36	16	55	2	63	17
	F	電気・ガス・水道業	1	0	0	0	1	0
	G	情報通信業	7	2	1	0	21	2
	H	運輸業, 郵便業	25	12	13	0	28	11
	I	卸売業, 小売業	25	11	54	1	81	13
	J	金融業, 保険業	15	4	2	0	10	0
	K	不動産業 物品賃貸業	9	5	1	0	4	1
	L	学術研究, 専門・ 技術サービス業	10	4	3	0	24	4
	M	宿泊業 飲食サービス業	10	1	16	1	24	3
	N	生活関連サービス業 娯楽業	10	2	13	0	18	4
	O	教育, 学習支援業	14	6	10	0	23	2
	P	医療, 福祉	79	41	123	8	210	35
	QR	複合サービス事業 サービス業	36	20	23	0	75	10
	ST	公務・その他	48	17	3	1	56	5
職 業	A	管理	2	2	0	0	0	0
	B	専門・技術	30	15	0	0	35	10
	C	事務	131	54	22	0	187	26
	D	販売	10	4	19	1	37	7
	E	サービス	34	9	65	2	82	14
	F	保安	9	7	0	0	7	0
	G	農林漁業	7	1	27	5	50	5
	H	生産工程	34	13	57	2	82	13
	I	輸送・機械運転	32	17	2	0	20	8
	J	建設・採掘	5	1	6	1	9	2
	K	運搬・清掃・包装	59	27	136	3	159	28
合計		353	150	334	14	668	113	
企 業 規 模	49人以下		105	38	71	6	205	39
	50~55人		6	2	6	0	18	5
	56~300人		94	44	96	4	188	34
	301人以上		148	66	161	4	257	35

障害部位別		就職数		身体障害者	
		重度		重度	
1	視覚	35	23		
2	聴覚	49	25		
3	平衡機能	0	0		
4	音声・言語・ そしゃく	1	1		
5	上肢切断	13	4		
6	上肢機能	57	19		
7	下肢切断	9	0		
8	下肢機能	87	10		
9	体幹機能	12	5		
10	脳病変上肢機能	3	1		
11	脳病変移動機能	0	0		
12	心臓機能	43	32		
13	腎臓機能	26	25		
14	呼吸器機能	2	0		
15	膀胱・直腸機能	12	1		
16	免疫機能	0	0		
17	肝臓機能	4	4		
合計		353	150		

(注)平成31年4月1日から令和2年3月31日まで